平成２６年（フ）第３９号
千葉県八街市八街ろ165番地464
債務者　谷　　龍一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４６号
千葉県八街市吉倉302番地28
債務者　今井　明彦
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４７号
千葉県八街市吉倉302番地28
債務者　今井　百代
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１５号
千葉県君津市陽光台１丁目12番３号
債務者　渡辺　恵美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第６３号
高知市北新田町14番27号　和田コーポⅡ―201
債務者　村越　亜紀
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７１号
高知市久礼野2613番地２
債務者　長野五十鈴
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０１５号
東京都国分寺市西町５丁目22番地都営国分寺西町五丁目アパート５―409
債務者　鈴木寿美枝
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１号
東京都稲城市矢野口2861番地の４
債務者　宮原　政二
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４３号
東京都青梅市野上町３丁目10番地の１霞台第２住宅20―504
債務者　落合　博子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９６号
静岡県島田市川根町身成3315番地
債務者　平澤　　登
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０号
北海道川上郡弟子屈町字仁多41線37番地
債務者　岡部　邦子（旧姓片島）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午前11時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
釧路市星が浦大通２丁目９番13号　コスモス102号
債務者　赤尾　将啓
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
北海道野付郡別海町尾岱沼潮見町98番地の６
債務者　山口千鶴子（旧姓若狭）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第２２０号
横浜市鶴見区尻手１丁目６番５号
債務者　松村　信男
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２１号
川崎市川崎区大島５丁目27番３号　大島ハイツ201
債務者　松村　保宏
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５２号
神奈川県藤沢市遠藤817―１―10―306、住民票上の住所神奈川県藤沢市辻堂太平台２丁目11番３号　村山辰徳方
債務者　佐藤　聖太
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部